

財政状況等一覧表について

地方公共団体の行財政運営については、市民のみなさんに対して説明責任を果たすことがますます重要になっているとともに、地方財政の状況が厳しくなっているなかで各地方公共団体が市民のみなさんの理解と協力を得ながら財政健全化を推進していく必要があります。このため、自らの財政状況について、より積極的に情報を開示することが求められています。

京丹後市においては、市民のみなさんにわかりやすい財政状況、予算編成の公開に努めているところですが、総務省では、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた、総合的な財政情報について公表することとし、平成17年度決算から「財政状況等一覧表」を作成しています。

「財政状況等一覧表」は、全国統一の様式ですべての地方公共団体が作成したもので、決算数値をもとに下記の内容について公表しています。

- (1) 一般会計等の財政状況
- (2) 公営企業会計等の財政状況
- (3) 関係する一部事務組合等の財政状況
- (4) 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況
- (5) 充当可能基金の状況
- (6) 財政指標の状況

なお、平成19年度より財政健全化法の成立を受けて、主に健全化判断比率及び資金不足比率の算定に用いた数値を記載していますので、平成18年度以前の財政状況等一覧表とは単純に比較できません。

参考

財政状況等一覧表における用語について

1 一般会計等

地方公共団体における一般会計と公営企業会計等に属さない特別会計の総称です。なお、財政状況等一覧表中「1. 一般会計等の財政状況」の「一般会計等」欄には純計後の数値を記載しているため、属する会計ごとの合計と一致しません。

2 公営企業会計等

地方公共団体が経営する公営企業（水道事業、病院事業）のほか、事業の実施に伴う収入によりその事業の費用を賄っている特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業など）の総称です。

3 形式収支

一般会計等のほか、地方公営企業法の適用を受けている公営企業会計以外の歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額です。

4 純損益

総収益から総費用を差し引いた額のことです。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算ではそれぞれを黒字、赤字といいます。

5 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、何らかの事情で未完成のため翌年度に繰り越す必要のある財源を除いた額です。

6 資金剰余額 / 不足額

財政健全化法に基づき算定されるもので、一定要件の流動負債額と地方債現在高から流動資産額を差し引き、さらに解消が可能な資金不足額を除いた額です。マイナスであれば資金不足となります。

7 他会計等からの繰入金

他会計からの繰入金のほか、基金からの繰入金です。

8 一般会計等繰入見込額

地方債（企業債）現在高のほか、第三セクター等の債務残高（損失補償等）における一般会計が負担しなければならない可能性のある負債をいいます。将来負担比率の算定に用いられます。

9 充当可能基金

一般会計等が将来負担しなければならない可能性のある負債に充当することができる基金の額をいいます。充当可能基金が多いほど将来負担額は少なくなります。

10 一部事務組合

地方自治法に基づき、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合です。

11 第三セクター

一般的に国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体をいいます。財政状況等一覧表においては、当該地方公共団体が出資する会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、当該団体が（迂回出資分を含む）25%以上出資するもの若しくは当該団体が財政支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を実施しているものを掲載しています。

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 京都府京丹後市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
7,327	11,066	929	19,322

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会 計 名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一 般 会 計	30,500	30,013	488	441	893	42,442	
土地取得事業特別会計	9	9	0	0	-	-	
国民健康保険直営診療所 事業特別会計	439	423	16	16	24	72	
一 般 会 計 等	30,922	30,419	503	457		42,513	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会 計 名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	6,975	6,810	165	165	413	-	-	
老人保健事業特別会計	6,770	6,808	38	38	545	-	-	
介護保険事業特別会計	4,352	4,201	151	151	589	-	-	
介護サービス事業特別会計	702	662	40	40	43	1,131	-	
水道事業会計	620	568	52	675	307	2,745	71	法適用
病院事業会計	5,143	5,409	266	1,071	726	4,299	2,979	法適用
簡易水道事業特別会計	1,555	1,523	32	31	234	6,610	3,021	
集落排水事業特別会計	740	727	13	12	239	3,199	2,447	
公共下水道事業特別会計	3,434	3,293	141	120	552	17,712	15,852	
浄化槽整備事業特別会計	76	67	9	8	7	133	-	
工業用地造成事業特別会計	434	425	9	0	-	410	323	
宅地造成事業特別会計	73	13	60	46	-	24	-	
公 営 企 業 会 計 等 計				141		36,262	24,693	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一 部 事 務 組 合 等 名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
京 都 府 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合	6,452	6,146	306	306	2,184	-	-	
京 都 府 市 町 村 議 会 議 員 公 務 災 害 補 償 等 組 合	2	1	2	2	-	-	-	
丹 後 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 (一 般 会 計)	21	20	1	1	-	-	-	
丹 後 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 (特 別 会 計)	13	11	2	2	4	-	-	
京 都 府 自 治 会 館 管 理 組 合	119	113	6	6	1	-	-	
京 都 府 住 宅 新 築 等 貸 付 事 業 管 理 組 合 (一 般 会 計)	40	64	24	4	-	-	-	
京 都 府 住 宅 新 築 等 貸 付 事 業 管 理 組 合 (特 別 会 計)	1,008	677	331	303	113	2,211	28	
京 都 府 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合	1,605	1,480	125	125	-	-	-	
一 部 事 務 組 合 等 計				748		2,211	28	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
京都府丹後文化事業団	4	21	10	28	-	-	-	-	
京丹後市公園緑化事業団	2	23	20	-	-	-	-	-	
丹後地域地場産業振興センター	7	412	17	51	-	-	-	-	
テンキテンキ村	4	34	43	-	-	-	-	-	
バイオテック弥栄	1	0	1	-	-	-	-	-	
くみはま縣	2	0	10	-	-	-	-	-	
京都府国民年金福祉協議会	0	9	4	-	-	-	-	-	
京丹後市総合サービス	4	16	20	-	-	-	-	-	
京丹後製茶	-	-	15	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			140	79	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,819	
減債基金		325	
その他充当可能基金		1,762	
充当可能基金計		3,907	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.09	2.36	0.27	12.53	20.00	水道事業会計		109.3	
連結実質赤字比率		3.09		17.53	40.00	病院事業会計		23.3	
実質公債費比率	17.9	17.7	0.2	25.0	35.0	簡易水道事業 特別会計		6.8	
将来負担比率		179.4		350.0		集落排水事業 特別会計		14.2	
財政力指数	0.37	0.38	0.01			公共下水道事業 特別会計		60.7	
経常収支比率	94.5	96.1	1.6			浄化槽整備事業 特別会計		65.1	
						工業用地造成事業 特別会計		0.0	
						宅地造成事業 特別会計		65.8	

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。